

函館市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則
を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 2 号

函館市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を
改正する規則

函館市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（平成 1 2 年函館市規則第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 7 条第 1 項」の後ろに「（法第 2 4 条第 2 項および第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を加える。

本則に次の 1 1 条を加える。

（宅地造成等に関する工事の許可の申請の添付書類）

第 4 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 3 7 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）第 7 条第 1 項第 1 2 号および第 2 項第 1 0 号ならびに第 6 3 条第 1 項第 2 号および第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事を施行する土地の登記事項証明書
 - (2) 工事を施行する土地の不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）
第 1 4 条第 1 項の地図または同条第 4 項の地図に準ずる図面
 - (3) 工事を施行する土地の求積図
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （工事の着手の届出）

第 5 条 法第 1 2 条第 1 項の許可（法第 1 5 条第 1 項の規定により法第 1 2 条第 1 項の許可があったものとみなされる場合を含む。）、法第 1 6 条第 1 項の許可（同条第 3 項において準用する法第 1 5 条第 1 項の規定により法第 1 6 条第 1 項の許可があったものとみなされる場合を含む。）、法第 3 0 条第 1 項の許可（法第 3 4 条第 1 項の規定によ

り法第30条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。) または法第35条第1項の許可(同条第3項において準用する法第34条第1項の規定により法第35条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。)を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく、市長が別に定める届出書に工事工程表その他市長が必要と認める書類を添付して市長に届け出なければならない。

(工事の中止等の届出)

第6条 法第12条第1項の許可(法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。)、法第16条第1項の許可(同条第3項において準用する法第15条第1項の規定により法第16条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。)、法第30条第1項の許可(法第34条第1項の規定により法第30条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。) または法第35条第1項の許可(同条第3項において準用する法第34条第1項の規定により法第35条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。)を受けた工事主は、工事を中止し、もしくは中止した工事を再開し、または工事を廃止した場合は、遅滞なく、市長が別に定める届出書により市長に届け出なければならない。

(技術的基準の付加)

第7条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第16条の規定により設置する排水施設の管渠の勾配および断面積を決定する場合における計画流水量の算定に当たっては、次に掲げる数値を用いなければならない。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に定める公共下水道または同条第5号に定める都市下水路に接続するものに係る場合にあっては、当該公共下水道または都市下水路の設置基準に定める数値を用いるものとする。

(1) 1時間当たりの降雨量 60ミリメートル

(2) 流出係数 0.7

(協議)

第8条 法第15条第1項または法第34条第1項の協議をしようとする

る者は、市長が別に定める協議書に、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める書類および第4条に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 宅地造成または特定盛土等に関する工事 省令第7条第1項第1号から第11号までに掲げる書類

(2) 土石の堆積に関する工事 省令第7条第2項第1号から第9号までに掲げる書類

2 市長は、前項の協議書の提出があったときは、遅滞なく、協議の成立または不成立の通知をするものとする。

3 前2項の規定は、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議および法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議について準用する。この場合において、第1項中「第4条に定める書類」とあるのは、「第4条に定める書類のうち、当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの」と読み替えるものとする。

(軽微な変更の届出)

第9条 法第16条第2項および法第35条第2項の規定による届出は、市長が別に定める届出書によりしなければならない。

(工事の一部完了の検査)

第10条 市長は、法第12条第1項の許可（法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。）、法第16条第1項の許可（同条第3項において準用する法第15条第1項の規定により法第16条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。）、法第30条第1項の許可（法第34条第1項の規定により法第30条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。）または法第35条第1項の許可（同条第3項において準用する法第34条第1項の規定により法第35条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。）を受けた宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部が完了した場合において、当該工事に係る土地が分割可能なものであり、かつ、独立して使用に供することができるものであって、

他の土地の災害の防止上支障がないと認めるときは、工事主の申出により、当該完了した工事について法第 17 条第 1 項または法第 36 条第 1 項の検査をすることができる。

（定期の報告）

第11条 法第 19 条第 1 項および法第 38 条第 1 項の規定による報告は、市長が別に定める報告書によりしなければならない。

（擁壁等に関する工事の届出に関する添付書類）

第12条 省令第 55 条または省令第 85 条の届出書には、位置図ならびに除却する擁壁または排水施設の位置、構造および種類を示す平面図を添付しなければならない。

（法第 12 条第 1 項等の規定に適合していることを証する書面の交付の請求）

第13条 省令第 88 条の書面の交付の請求は、別記第 3 号様式の請求書によりしなければならない。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別記第 2 号様式を同様式その 1 とし、同様式に次の 1 様式を加える。

(表)

第	号					6 セ ン チ メ ー ト ル
身 分 証 明 書						
職 名						
氏 名						
生年月日						年 月 日
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項または第43条第1項の規定により立入検査をする者であることを証する。						
						年 月 日交付
						函館市長 印
9 センチメートル						

(裏)

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

（証明書等の携帯）

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（立入検査）

第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 号様式（第 1 3 条関係）

適合証明書交付請求書

年 月 日

函館市長 様

請求者 住所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、その名
称および代表者の氏名)
電話 局 番

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 8 8 条の規定により、次の事項が宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条第 1 項、第 3 0 条第 1 項または第 3 5 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので請求します。

建築物等に関する事項	敷地の所在および地番					
	宅地造成等に関する工事の許可の年月日および番号	年 月 日 第 号				
	建 築 等 の 計 画	建築等に伴う新たな宅地造成等工事	有 無	許可の年月日 および番号	年 月 日 第 号	
		敷地面積	㎡			
その他の事項						

注 建築確認申請書の写しを添付すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。